

答 申

1 審査会の結論

「狭山市立小中学校がPTAから委託された学校協力費の用途がわかる帳簿（平成15～16年度）」を、不開示とした狭山市教育委員会の決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）が行った本件公文書の開示請求に対して、狭山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成17年5月20日付けで行った本件公文書の非開示決定について、その取消し及び当該情報の全部公開を求めるというものである。

3 異議申立ての経緯

- （1）平成17年5月9日、申立人は、本件文書について、狭山市情報公開条例（平成13年条例第17号）第6条第1項の規定に基づき実施機関に対し、公文書開示の請求をした。
- （2）平成17年5月20日、実施機関は、該当する文書が、社会教育団体で、公の支配に属さない任意団体であるPTAのものであり、情報公開条例第2条に規定する「公文書」に該当しないとし、「文書不存在」とのことで本件文書を不開示と決定した。
- （3）平成17年5月27日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、実施機関へ異議申立書を提出した。

4 申立人の主張要旨

申立人は、異議申立書、意見書及び平成17年8月29日に開催された狭山市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に口頭意見陳述において、次のように主張している。

- （1）学校協力費は、PTAの予算の一部をはじめから学校に注ぎ込む仕組みにしている。その学校協力費をPTAから委託されて教育公務員が管理している。そして、その用途は学校運営費として、臨機応変に使っている。

したがって、PTAから委託された学校協力費は寄附金に相当すると思われる。それならば、このPTAから委託された学校協力費は、寄附金の透明性を高めるためにも開示するべきである。それと同時に、なにかしらの形で学校側に帳簿、又は文書等で残すべきである。

- （2）PTAの各業務は、公務分掌により教員が対応することとなっているため、教育

公務員が公務執行中に行う行為として、学校とPTAは公的に密接につながりがある。

学校協力費を学校が運用しているという事は、任意団体であるPTAの予算に学校が関与しているということになる。教育の場で教育公務員が、公務執行中にPTAの各業務を行っている限り、学校とPTAは別物と主張するのは、苦しいものがある。

- (3) 同様の請求で、前回が開示決定されたのであれば、今回も開示決定されるのが正当なはずである。そうではなく前回は開示決定で、今回は不開示とするならば、前回の開示決定を訂正するべきである。そのような方法もとらず、このような合理性のない決定を出すことは、公的機関としてあってはならない事である。

5 実施機関の主張要旨

実施機関は、理由説明書及び審査会における口頭説明において、次のように主張している。

- (1) 請求に該当する文書は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)及び狭山市小・中学校管理規則(昭和32年教育委員会規則第1号)に定められた「学校備付表簿」ではなく、校長決裁文書でもなく、PTAが最終的に作成、監査、管理するものであり、各学校には「公文書」として存在していない。
- (2) 申立人は「PTAから委託された学校協力費」と表現しているが、それに該当すると思われるものは、PTAから学校に予算執行を委託したものではなく、任意団体であるPTA活動の一環として執行している活動費であり、PTAの責任において執行するものである。

また、その予算執行及び決算については、毎年、PTAの会計監査を経て総会の承認を得ているものである。

したがって、開示を希望する場合、本来は任意団体である当該PTAに対して、開示請求をするべきものであり、開示の判断は、該当するPTAの会則に則り、PTAによって行われるものである。

- (3) 平成14年7月に申立人から同様の請求があった。その際は、「公文書」ではなく他の任意団体であるPTAのものであるが、当時のPTA会長の同意が得られたので、教育委員会が取り寄せたことにより、「開示」となった経緯がある。

今後は、教育委員会では他の任意団体の私文書を取り寄せて開示することはしない。

6 審査会の判断

当審査会は、本件にかかる申立人と実施機関の各主張について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 単位PTAについて

単位PTA(以下PTAという。)とは、保護者と教員が子どもたちのために活動し、学校とは独立した存在で、任意に組織された社会教育団体である。市内の公立小中学校におけるPTAの組織率は約96%(27校中26校で組織)で、PTAが存在する学校での教員は、公立小中学校の職員であると同時にPTAの会員でもある。申立人はPTAと学校との関係について、その関わり方について問題があることを指摘しているが、このことについては教育委員会が対処すべき問題である。

(2) 平成14年7月の公文書開示決定について

平成14年7月に、申立人が行った今回と同様の開示請求(狭山市立狭山台北小学校がPTAから委託された学校協力費の用途がわかる文書、帳簿のすべて《平成12~13年度》)に対して、実施機関が開示決定を通知したことについては、実施機関がPTAという団体から当該文書をそのためにわざわざ取り寄せたことにより、狭山市情報公開条例第2条に規定する「公文書」に準じた取扱いをしたものであるが、適切な開示処理ではなく混乱を招いたものである。実施機関が行った平成14年7月の開示決定に至る扱いは適切ではなかった。

(3) 公文書について

狭山市情報公開条例第2条は、公文書を定義しており、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」としている。ここに「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において、事実上作成し又は保有した場合をいう。但し、実施機関の職員が、例えば、狭山市土地開発公社等実施機関ではない団体の事務に従事している場合の当該事務の処理は、本条の「職務」には含まれない。PTAについては任意的団体としての活動であり、慣例上作成する文書は学校の公文書として管理すべきものではない。

よって、実施機関としての教員が、任意団体であるPTAの会員としてその会計帳簿を作成する事務処理は、実施機関の職務には含まれないものである。申立人がその開示を求める学校協力費の用途がわかる帳簿は、実施機関の職員としての教員が職務上作成したのではなく、公文書とは云えないものである。

(4) 結論

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 附帯意見

本案件について、審査会としては、実施機関が行った狭山市情報公開条例に基づく公文書不開示決定の行政処分について、「1 審査会の結論」のとおり、妥当であるとしたものであるが、申立人の意見書及び口頭意見陳述、実施機関の説明を聴取した結果、学校における教員と任意団体であるPTAとの関わりについて、実施機関においては、その各業務における取扱いや基準等を明確に定め、市民の誤解を招くことがないように、透明性を高めることが必要である。

狭山市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長	菅	重 夫
委 員	莊 司	八恵子
委 員	清 水	七都子
委 員	上 野	晴 樹
委 員	町 田	富士雄

[参考] 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 17 年 5 月 27 日	公文書開示請求者より異議申立書提出
平成 17 年 6 月 24 日	実施機関より諮問書の提出
平成 17 年 6 月 27 日	実施機関より異議申立人に諮問通知書の送付
平成 17 年 7 月 13 日	実施機関より理由付記書の提出
平成 17 年 7 月 27 日	第 1 回審査会
平成 17 年 8 月 29 日	第 2 回審査会（口頭意見陳述）
平成 17 年 11 月 7 日	答申案の協議
平成 17 年 11 月 30 日	答申